

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 24 日

広島県公安委員会

委員長 西 野 泰 代

広島県公安委員会規則第 7 号

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

広島県道路交通法施行細則（昭和35年広島県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

（緊急自動車等の指定等）

第5条 令第13条第1項又は第14条の2第2号の申請は、別記様式第1号の5による申請書を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する署長（以下「所轄警察署長」という。）を経由して公安委員会に提出して行うものとする。

2～6 略

（緊急自動車等の届出等）

第5条の2 令第13条第1項又は第14条の2第1号の届出は、別記様式第1号の5による届出書（次項において「届出書」という。）2通を所轄警察署長を経由して公安委員会に提出して行うものとする。

2・3 略

別表第2（第7条の2関係）

項	路線名等	区間
略		
6の3	一般国道2号	安芸郡海田町日の出町948番19先から 広島市安芸区船越南2410番3先まで
<u>6の4</u>	<u>一般国道2号</u>	<u>福山市高西町一丁目62番5先から</u> <u>尾道市高須町字唐樋山端593番6先まで</u>
略		
25の2	一般国道375号（東広島・呉自動車道）	呉市広横路一丁目1番（阿賀インターチェンジ）から 東広島市高屋町溝口（高屋ジャンクションインターチェンジ）まで
<u>25の2の2</u>	<u>一般国道375号（東広島・呉自動車</u>	<u>東広島市黒瀬町乃美尾字新池谷10224番（大</u> <u>多田インターチェンジ</u>

改正前

（緊急自動車等の指定等）

第5条 令第13条第1項又は第14条の2第2号の申請は、別記様式第1号の4による申請書を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する署長（以下「所轄警察署長」という。）を経由して公安委員会に提出して行うものとする。

2～6 略

（緊急自動車等の届出等）

第5条の2 令第13条第1項又は第14条の2第1号の届出は、別記様式第1号の4による届出書（次項において「届出書」という。）2通を所轄警察署長を経由して公安委員会に提出して行うものとする。

2・3 略

別表第2（第7条の2関係）

項	路線名等	区間
略		
6の3	一般国道2号	安芸郡海田町日の出町948番19先から 広島市安芸区船越南2410番3先まで
略		
25の2	一般国道375号（東広島・呉自動車道）	呉市広横路一丁目1番（阿賀インターチェンジ）から 東広島市高屋町溝口（高屋ジャンクションインターチェンジ）まで

	<u>道)</u>	<u>) から</u> 東広島市黒瀬町大多田 字山口10515番14先まで
略		
35	県道馬木八 本松線	東広島市西条町田口字 古河1197番11先から 東広島市八本松町原9372 番2先まで
<u>35の 2</u>	<u>県道馬木八 本松線</u>	<u>東広島市西条町馬木1292 番1先から</u> <u>東広島市西条町郷曾字 石堂原11133番5先まで</u>
略		
48の 2	県道吉川大 多田線	東広島市八本松町吉川 378番1先から 東広島市吉川工業団地 5708番2先まで
<u>48の 3</u>	<u>県道吉川大 多田線</u>	<u>東広島市黒瀬町大多田 字山口10515番14先から</u> <u>東広島市黒瀬町大多田 字山口10516番24先まで</u>
<u>48の 4</u>	<u>県道吉川大 多田線</u>	<u>東広島市黒瀬町大多田 字山口10516番24先から</u> <u>東広島市黒瀬町大多田 字東大東10454番6先ま で</u>
略		
79の 8	広島市道安 佐南4区490 号線	広島市安佐南区大塚西 三丁目2番先から 広島市安佐南区大塚西 六丁目7番先まで
<u>79の 8の 2</u>	<u>広島市道安 佐南4区519 号線</u>	<u>広島市安佐南区伴西二 丁目2番1先から</u> <u>広島市安佐南区伴西三 丁目6番3先まで</u>
79の 9	広島市道安 佐南4区608 号線	広島市安佐南区伴西二 丁目2番先から 広島市安佐南区伴西二 丁目7番先（広島西風 新都インターチェンジ ）まで
<u>79の 9の 2</u>	<u>広島市道安 佐南4区681 号線</u>	<u>広島市安佐南区伴西三 丁目6番2先から</u> <u>広島市安佐南区伴西三 丁目6番1先まで</u>
<u>79の 9の 3</u>	<u>広島市道安 佐南4区682 号線</u>	<u>広島市安佐南区伴西三 丁目6番2先から</u> <u>広島市安佐南区伴西三 丁目5番1先まで</u>
略		
84	尾道市道大 新西新涯線	尾道市高須町字老丁通 り沖1227番1先から 尾道市高須町字西新涯 五ノ丁4973番2先まで
<u>84の</u>	<u>尾道市道大</u>	<u>尾道市東尾道1番11先</u>

略		
35	県道馬木八 本松線	東広島市西条町田口字 古河1197番11先から 東広島市八本松町原9372 番2先まで
略		
48の 2	県道吉川大 多田線	東広島市八本松町吉川 378番1先から 東広島市吉川工業団地 5708番2先まで
略		
79の 8	広島市道安 佐南4区490 号線	広島市安佐南区大塚西 三丁目2番先から 広島市安佐南区大塚西 六丁目7番先まで
79の 9	広島市道安 佐南4区608 号線	広島市安佐南区伴西二 丁目2番先から 広島市安佐南区伴西二 丁目7番先（広島西風 新都インターチェンジ ）まで
略		
84	尾道市道大 新西新涯線	尾道市高須町字老丁通 り沖1227番1先から 尾道市高須町字西新涯 五ノ丁4973番2先まで

<u>2</u>	<u>新西新涯線</u>	<u>から</u> <u>尾道市東尾道19番20先</u> <u>まで</u>			
<u>84の</u> <u>3</u>	<u>尾道市道池</u> <u>の浦東新涯</u> <u>線</u>	<u>尾道市高須町字唐樋山</u> <u>端593番 4 先から</u> <u>尾道市高須町字東新涯</u> <u>一丁目4755番 2 先まで</u>			
<u>84の</u> <u>4</u>	<u>尾道市道山</u> <u>波東新涯線</u>	<u>尾道市高須町字東新涯</u> <u>一丁目4757番先から</u> <u>尾道市東尾道 1 番 3 先</u> <u>まで</u>			
略			略		
104	福山市道剣 脇新涯機織 線	福山市今津町七丁目 3 番先から 福山市南松永町三丁目 3 番先まで	104	福山市道剣 脇新涯機織 線	福山市今津町七丁目 3 番先から 福山市南松永町三丁目 3 番先まで
<u>104</u> <u>の 2</u>	<u>福山市道南</u> <u>松永36号線</u>	<u>福山市南松永町三丁目</u> <u>86番 1 先から</u> <u>福山市南松永町三丁目</u> <u>108番 2 先まで</u>			
略			略		
113 の10	東広島市道 志和流通 2 号線	東広島市志和流通 1 番 9 先から 東広島市志和流通 1 番 10先まで	113 の10	東広島市道 志和流通 2 号線	東広島市志和流通 1 番 9 先から 東広島市志和流通 1 番 10先まで
<u>113</u> <u>の10</u> <u>の 2</u>	<u>東広島市道</u> <u>志和流通 2</u> <u>号線</u>	<u>東広島市志和流通 1 番</u> <u>53先から</u> <u>東広島市志和流通 1 番</u> <u>71先まで</u>			
略			略		
113 の14	東広島市道 郷曾吉川線	東広島市西条町田口字 一ツ橋10710番92先から 東広島市吉川工業団地 5657番先まで	113 の14	東広島市道 郷曾吉川線	東広島市西条町田口字 一ツ橋10710番92先から 東広島市吉川工業団地 5657番先まで
<u>113</u> <u>の14</u> <u>の 2</u>	<u>東広島市道</u> <u>田口郷曾線</u>	<u>東広島市西条町郷曾字</u> <u>榎本2383番 5 先から</u> <u>東広島市西条町郷曾字</u> <u>榎本2364番 1 先まで</u>			
略			略		
113 の17	東広島市道 栃木団地線	東広島市河内町入野字 新栃木7918番先から 東広島市河内町入野字 尾首4659番 1 先まで	113 の17	東広島市道 栃木団地線	東広島市河内町入野字 新栃木7918番先から 東広島市河内町入野字 尾首4659番 1 先まで
<u>113</u> <u>の17</u> <u>の 2</u>	<u>東広島市道</u> <u>栃木団地支</u> <u>線</u>	<u>東広島市河内町入野字</u> <u>新栃木7907番 3 先から</u> <u>東広島市河内町入野字</u> <u>新栃木7907番 1 先まで</u>			
略			略		

附 則

この公安委員会規則は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。